

日本 GAP 協会 ASIAGAP 認定業務に関する細則

(目的)

第1条 一般財団法人日本 GAP 協会（以下、協会）は、ASIAGAP 総合規則で定めた認定機関の要件と認定業務に関し、認定機関により適切な認定業務が行われることを求め、そのための細則をここに定める。

(認定証の記載事項)

第2条 認定機関は認定証の記載事項に関し、スキーム名称の変更に伴い認証要求事項を下記の通り記載する。

スキーム名称：JGAP

認証基準：

[変更前]

JGAP 農場用 管理点と適合基準 (Basic 青果物)

JGAP 農場用 管理点と適合基準 (Basic 穀物)

JGAP 農場用 管理点と適合基準 (Basic 茶)

JGAP 農場用 管理点と適合基準 (Advance 青果物)

JGAP 農場用 管理点と適合基準 (Advance 穀物)

JGAP 農場用 管理点と適合基準 (Advance 茶)

JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準

[変更後]

JGAP 農場用 管理点と適合基準 (青果物)

JGAP 農場用 管理点と適合基準 (穀物)

JGAP 農場用 管理点と適合基準 (茶)

ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準 (青果物)

ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準 (穀物)

ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準 (茶)

JGAP/ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準

(実地審査立会)

第3条 ASIAGAP の認定審査に関し、ASIAGAP の実地審査立会は、ASIAGAP 審査員による ASIAGAP 認証農場の審査立会を原則とする。ただし、ASIAGAP の認定を希望している審査・認証機関に ASIAGAP の認証を希望する顧客がなく、

ASIAGAP の実地審査立会が困難な場合、ASIAGAP 審査員による JGAP 認証農場の審査の立会でも可とする。なお、この措置は 2018 年 12 月末までに実施する JGAP 総合規則 2016 を適用する認定審査とする。

附則

本細則は 2017 年 10 月 17 日より有効となる。

一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階